

**宇部市建設工事に関する公契約指針に基づく
技能労働者の賃金実態調査に関する要領**

1 趣旨

近年、公共工事設計労務単価が上昇する中、「宇部市建設工事に関する公契約指針」に基づき、市が発注した建設工事に従事する技能労働者（以下「労働者」という。）の賃金の状況を把握するための実態調査（以下「調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 調査対象工事等

- （１）調査対象となる工事（以下「調査対象工事」という。）は、原則、請負設計金額が５００万円以上及び１月に施工中の工事とする。
- （２）調査対象となる事業者は、元請負者及び施工体系図に記載された下請負者とする。
- （３）調査対象となる労働者は、公共工事設計労務単価に区分される５１職種に該当し、調査対象工事に従事かつ１月に賃金が支払われた労働者とする。

3 調査対象工事の通知

調査対象工事の周知の方法は、一般競争入札においては公告時に、指名競争入札においては指名通知時に、対象案件である旨を通知する。

4 調査事項

調査事項は、調査対象工事に従事した労働者に支払われた賃金及びその他必要な事項とする。

5 調査方法等

- （１）請負者は、２月末までに、労働者支払賃金調査票（別紙１）を市長に提出するものとする。
- （２）市長は、必要に応じて元請負者及び下請負者への聞き取り、記載内容の確認ができる資料の提出を求めること等ができるものとする。

6 その他

- （１）調査結果は、非公表とする。
- （２）その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和２年７月２０日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１０月７日から施行する。